

# 田村市分別収集計画

## 第10期計画 令和5～9年度

みんなで目指す「循環型まちづくり」

～『もったいない!』の心が育むまちをめざして～



《朴橋のお人形様》

令和4年6月

田村市



12 つくる責任  
つかう責任



# 目 次

---

---

|  |        |
|--|--------|
| 1. 計画策定の意義   | P1     |
| 2. 計画の基本的位置づけ  | P1     |
| 3. 計画の期間   | P1     |
| 4. 対象品目  | P1     |
| 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み<br>(容器包装リサイクル法第8条第2項第1号)  | P2     |
| 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項<br>(容器包装リサイクル法第8条第2項第2号)  | P3～5   |
| 7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び<br>当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分<br>(容器包装リサイクル法第8条第2項第3号)                               | P6～7   |
| 8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物<br>ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する<br>主務省令で定める物の量の見込み<br>(容器包装リサイクル法第8条第2項第4号) | P8～9   |
| 9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物<br>ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する<br>主務省令で定める物の量の見込みの算定方法                     | P10    |
| 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項及び分別収集の用に<br>供する施設の整備に関する事項<br>(容器包装リサイクル法第8条第2項第5号、第6号)                           | P10～12 |
| 11. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項   | P13～15 |

---

---

※本計画内では「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」は「容器包装リサイクル法」と記載する。

## 1. 計画策定の意義

田村市は、阿武隈高原中央に位置し、平成17年3月1日に田村郡7町村のうち、滝根町、大越町、都路村、常葉町及び船引町の旧5町村が合併して新市として誕生後、17年が経過しました。

市政運営の基本方針として、「働きたいまち（産業振興）」「学べるまち（学習教育・生涯学習）」「安心と絆のまち（健康・医療・福祉）」「住みたいまち（住環境）」「支えあいのまち（コミュニティ・行政経営）」の5つの重点目標を柱に据え、市の将来像である「ワクワクがとまらない自然とチャレンジがいきるまち田村市」を実現するため、各種事業を推進しております。

その基本方針の一つである「住みたいまち（住環境）」を実現するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済、ライフスタイルを見直し、物を大切に使う「もったいない」の精神に基づき、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）の取り組みを着実に推進していくことが重要です。

本市では、ごみの減量化と資源化率の向上を目的に、指定袋による分別収集を実施していますが、市内から排出されるごみを適正に処理するためには、市民・事業者・市が一体となって、ごみの減量化・資源化及び適正処理・処分を推進するための第10期田村市分別収集計画（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2. 計画の基本的位置づけ

本計画は、「田村市一般廃棄物処理基本計画」（以下「一般廃棄物処理計画」という）に基づき、計画的な分別・再生を図るために必要な事項を定めます。

## 3. 計画の期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直します。

## 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器、（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

## 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み

(容器包装リサイクル法第8条第2項第1号)

本計画における容器包装廃棄物排出量の見込みを下記のとおり示します。

各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(総量) (単位: トン/年度)

|         | 5年度      | 6年度    | 7年度    | 8年度    | 9年度    |
|---------|----------|--------|--------|--------|--------|
| 容器包装廃棄物 | 1,049.00 | 997.00 | 943.00 | 889.00 | 834.00 |

各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(内訳) (単位: トン/年度)

|            | 5年度      | 6年度    | 7年度    | 8年度    | 9年度    |
|------------|----------|--------|--------|--------|--------|
| スチール缶      | 62.00    | 59.00  | 56.00  | 53.00  | 49.00  |
| アルミ缶       | 61.00    | 58.00  | 55.00  | 52.00  | 49.00  |
| ガラスビン(無色)  | 103.00   | 98.00  | 93.00  | 88.00  | 82.00  |
| ガラスビン(茶色)  | 297.00   | 282.00 | 267.00 | 251.00 | 236.00 |
| ガラスビン(その他) | 34.00    | 33.00  | 31.00  | 29.00  | 27.00  |
| 紙パック       | 2.00     | 2.00   | 2.00   | 2.00   | 2.00   |
| 段ボール       | 224.00   | 213.00 | 201.00 | 190.00 | 178.00 |
| ボール紙(紙箱類)  | 4.00     | 4.00   | 3.00   | 3.00   | 3.00   |
| ペットボトル     | 77.00    | 73.00  | 69.00  | 65.00  | 61.00  |
| プラスチック類    | 185.00   | 175.00 | 166.00 | 156.00 | 147.00 |
| 合計         | 1,049.00 | 997.00 | 943.00 | 889.00 | 834.00 |

算出は以下の方法で行いました。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{各容器包装廃棄物} \\ \text{の排出量見込み} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{市が関与する一般廃棄物量} \\ \text{(容器包装算定対象廃棄物量)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{市が関与する一般廃棄} \\ \text{物量に占める容器包装} \\ \text{廃棄物の比率} \end{array}}$$

※ 市が関与する一般廃棄物とは、市が収集運搬又は直接搬入するごみ、集団回収、拠点回収等による容器包装廃棄物及び資源ごみとします。

## 6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

(容器包装リサイクル法第8条第2項第2号)

一般廃棄物処理計画では、

『もったいない!』の心が育むまちをめざして  
を基本理念として掲げています。

市民・事業者・市、それぞれの立場でよりいっそう  
「もったいない運動」を推進していくため、以下に  
取組と施策を示します。

### 市民・事業者・市の取り組み

1. 発生抑制（リデュース）の推進
2. ごみ減量化の推進
3. 環境教育・啓発活動の推進
4. ごみ分別・リサイクルの推進
5. 集団回収の促進
6. 再使用（リユース）の推進

### 市民の取り組み

#### 【取組1】発生抑制(リデュース)の推進

##### 【施策】

- ・もったいないの精神で生活スタイルを見直す
- ・商品購入時には必要かどうかの判断をし、リサイクルしやすい商品、長期間使用できる商品、詰替え商品などを選ぶ
- ・マイバックを持参し、レジ袋は使用しない
- ・簡易な包装の商品を選ぶ
- ・なるべくタオル、ハンカチ、ぞうきん等を使いティッシュペーパーの多用は避ける
- ・紙コップ、紙皿等の使い捨て商品、スプーンやストロー等のワンウェイプラスチック商品は、できるだけ使用しない
- ・食事は食べきれぬ量を考えて作る

#### 【取組2】ごみ減量化の推進

##### 【施策】

- ・ごみ減量化や、ごみ処理手数料の費用負担への理解と協力を行う
- ・生ごみは十分に水切りをする
- ・生ごみの堆肥化（生ごみ処理容器の活用）に取り組む

#### 【取組3】環境教育、啓発活動の推進

##### 【施策】

- ・啓発用パンフレット内容等の実践を行う
- ・体験学習や講習会等へ積極的に参加する
- ・環境美化運動等の各種活動へ積極的に参加する

#### 【取組4】ごみ分別・リサイクルの推進

##### 【施策】

- ・リサイクルに関する情報発信拠点やホームページ等を活用する
- ・リサイクル運動への積極的な参加や協力をする
- ・リサイクル関連法の理解や協力を行う
- ・ごみ分別の徹底に協力する
- ・事業者の拠点回収等に協力する
- ・廃食油の有効活用に協力する

#### 【取組5】集団回収の促進

##### 【施策】

- ・集団回収運動へ積極的に参加する

#### 【取組6】再使用(リユース)の推進

##### 【施策】

- ・再生した商品を購入、長期間使用する
- ・繰り返し使える商品等を積極的に選ぶ
- ・できるだけリターナブル容器を使用し、使い捨て容器や食器の使用を控える
- ・壊れたり故障したものは、できるだけ修理して使用する
- ・不要になったものは、必要な人に譲るなど、再使用できる方法を考える
- ・古着は、子供会等のリサイクルに出したり、パッチワークの材料等に利用する

## 事業者の取り組み

### 【取組1】発生抑制(リデュース)の推進

#### 【施策】

- ・もったいないの精神で循環できる原料での製造、流通工程等を見直す
- ・リサイクルしやすい商品づくりに努める
- ・商品が長期間使用できるような修理体制や部品の交換の容易性などを工夫する
- ・詰替え商品の販売やばら売りの推進に努める
- ・マイバック運動等に積極的に取り組む
- ・過剰包装の自粛等に努める

### 【取組2】ごみ減量化の推進

#### 【施策】

- ・ごみ減量化や、ごみ処理手数料の費用負担への理解と協力を行う
- ・生ごみの堆肥化など資源化を図る

### 【取組3】環境教育、啓発活動の推進

#### 【施策】

- ・啓発用パンフレット内容等の実践を行う
- ・体験学習や講習会等へ積極的に参加する
- ・環境美化運動等の各種活動へ積極的な参加や協力を行う

### 【取組4】ごみ分別・リサイクルの推進

#### 【施策】

- ・リサイクルに関する情報発信拠点やホームページ等を活用する
- ・リサイクル運動への積極的な参加や協力をする
- ・リサイクル関連法の理解や協力を行う
- ・ごみ分別の徹底に協力する
- ・資源物の自主回収システムを構築する
- ・廃食油の有効利用に協力する

### 【取組5】再使用(リユース)の推進

#### 【施策】

- ・材質の表示や分解を容易にするなど商品が再生しやすいように工夫する
- ・再生した商品などを積極的にPRする
- ・リターナブル容器を積極的に採用し、使い捨て容器や食器の使用を抑制する
- ・修理体制を構築し、部品は長期間保管する
- ・不要になったものは、必要な事業者譲渡など、再使用できる方法を考える

### 【取組1】発生抑制(リデュース)の推進

#### 【施策】

- ・もったいない運動を推進する
- ・使い捨て品の使用抑制を促進する
- ・庁用品等購入に際しては、リサイクルしやすい商品、長期間使用できる商品、詰替え商品などを選ぶ
- ・マイバック運動を積極的に推進する
- ・過剰包装の抑制運動を推進する

### 【取組2】ごみ減量化の推進

#### 【施策】

- ・ごみ処理手数料の適宜見直しを検討する
- ・ゼロウェイスト（ごみを0に）への取組を検討する
- ・多量排出事業者へは減量への取り組みを指導する
- ・生ごみ処理容器の活用の推進を行う

### 【取組3】環境教育、啓発活動の推進

#### 【施策】

- ・啓発用パンフレットの作成や検討を行う
- ・体験学習の推進をする
- ・環境教育のための講習会などを開催する
- ・環境美化運動など各種活動の開催、支援、参加促進を行う

### 【取組4】ごみ分別・リサイクルの推進

#### 【施策】

- ・市の広報誌、SNS、アプリ等でリサイクルや関連法等に関する情報を発信する
- ・リサイクル運動を推進する
- ・ごみの分け方やごみ処理について、説明会等を開催し、ごみ分別の指導を行う
- ・ごみの収集、処理、処分の現状を市民等に理解してもらうため、ごみ処理施設の見学会などを開催する
- ・収集運搬許可業者の搬入実態調査について検討する
- ・情報提供等を行い、事業者の自主回収システムを支援する
- ・廃食油の有効利用を行う

### 【取組5】集団回収の促進

#### 【施策】

- ・資源回収制度の啓発及び積極的な活用の推進を行う
- ・資源回収団体への助成を継続する

### 【取組6】再使用(リユース)の推進

#### 【施策】

- ・再生品の使用を促進する
- ・庁用品、公共関与事業における再生品の使用推進及び実践をする
- ・リターナブルびん等のリターナブル容器の利用を促進する
- ・不要品交換の情報提供等を検討する

## 7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（容器包装リサイクル法第8条第2項第3号）

本計画における分別区分、分別収集区分及び搬出区分を下記に示します。白色トレイはプラスチック類との混合収集を行い、紙箱・ボール紙及び段ボールは分別収集を実施しています。

### （1）容器包装廃棄物の分別区分

| 容器包装廃棄物の種類                                    | 本市の資源ごみの分別区分 |                        |
|---|--------------|------------------------|
|   | 分別・収集運搬段階    | 選別保管段階                 |
| 主としてスチール製の容器包装                                | 缶 類          | スチール缶                  |
| 主としてアルミニウム製の容器包装                              |              | アルミ缶                   |
| 主としてガラス製の容器（無色ガラスびん）                          | 無色透明のびん      | 無色透明のびん                |
| 主としてガラス製の容器（茶色ガラスびん）                          | 茶色のびん        | 茶色のびん                  |
| 主としてガラス製の容器（青・緑色ガラスびん）                        | その他のびん       | その他のびん                 |
| 主として紙製の容器包装であって飲料を充填するための容器（紙パック）             | 紙パック         | 紙パック                   |
| 段ボール  | 段ボール         | 段ボール                   |
| 主として紙製の容器包装であって上記以外のもの                        | 紙箱、ボール紙      | 紙箱、ボール紙                |
| 主としてポリエチレンテレフタレート製の容器包装であって飲料又はしょうゆを充填するためのもの | ペットボトル       | ペットボトル                 |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの                   | プラスチック類      | その他プラスチック製容器包装（白色トレイ含） |

### （2）分別収集区分

| 分別区分    | 品目・対象物   |                               |
|---------|--|-------------------------------|
| 燃やせるごみ  | 生ごみ、革製品、ゴム製品、おむつ、汚れのあるプラスチック製品、「プラ」表示のないプラスチック製品 |                               |
| 燃やせないごみ | 金属類、小型家電類製品（ラジカセ等）、汚れのあるビン類                      |                               |
| 資源ごみ    | 缶類   | 主に飲料用のスチール・アルミ缶               |
|         | 無色透明びん   | 主に飲料用の無色透明びん（醤油・みりん・酢等を含む）    |
|         | 茶色のびん  | 主に飲料用の茶色びん                    |
|         | その他のびん   | 主に飲料用の透明・茶色びん以外のびん            |
|         | ペットボトル   | ペットボトル                        |
|         | プラスチック類  | 「プラ」表示のあるプラスチック製品（汚れのあるものを除く） |
|         | 新聞   | 新聞紙、雑誌、段ボール、紙箱、ボール紙、牛乳等の紙パック  |
|         | 雑誌（雑がみ）  |                               |
|         | 段ボール   |                               |
|         | 紙箱・ボール紙  |                               |
| 紙パック    |  |                               |
| 危険ごみ    | 乾電池、蛍光管、卓上ガスボンベ、スプレー缶、水銀入り体温計、使い捨てライター等          |                               |
| 粗大ごみ    | 指定袋に入らないごみ                                       |                               |



(3) 搬出区分

| 区 分     |                   | 指定ごみ袋の区分                |
|---------|-------------------|-------------------------|
| 燃やせるごみ  |                   | もやせるごみ指定袋               |
| 燃やせないごみ |                   | もやせないごみ・危険ごみ兼用指定袋       |
| 資源ごみ    | かん                | かん指定袋                   |
|         | 茶色びん              | びん指定袋（茶びん・透明びん・その他びん兼用） |
|         | 透明びん              | びん指定袋（茶びん・透明びん・その他びん兼用） |
|         | その他びん             | びん指定袋（茶びん・透明びん・その他びん兼用） |
|         | ペットボトル            | プラスチック・ペットボトル兼用指定袋      |
|         | プラスチック            |                         |
|         | 新聞                | それぞれ区分ごとに「ひも」で束ねる       |
|         | 雑誌（雑がみ）           |                         |
|         | 段ボール              |                         |
|         | 紙箱・ボール紙           |                         |
| 紙パック    |                   |                         |
| 危険ごみ    | もやせないごみ・危険ごみ兼用指定袋 |                         |
| 粗大ごみ    | 可燃系、不燃系に分別        |                         |

○指定ごみ袋の料金

指定ごみ袋1本(10枚)あたり

| 指定ごみ袋                   | 指定ごみ袋の容量 | 指定ごみ袋料金 |
|-------------------------|----------|---------|
| ① もやせるごみ (大)            | 45ℓ      | 330円    |
| .....                   | .....    | .....   |
| もやせるごみ (中)              | 30ℓ      | 250円    |
| .....                   | .....    | .....   |
| もやせるごみ (小)              | 15ℓ      | 170円    |
| ② もやせないごみ (中)           | 30ℓ      | 250円    |
| .....                   | .....    | .....   |
| もやせないごみ (小)             | 15ℓ      | 170円    |
| ③ かん                    | 30ℓ      | 190円    |
| ④ びん(茶びん、透明びん、その他びんの兼用) | 30ℓ      | 190円    |
| ⑤ プラスチック・ペットボトル (特大)    | 60ℓ      | 250円    |
| .....                   | .....    | .....   |
| プラスチック・ペットボトル (大)       | 45ℓ      | 200円    |

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(容器包装リサイクル法第8条第2項第4号)

本計画における容器包装廃棄物の回収の見込みを下記のとおり示します。

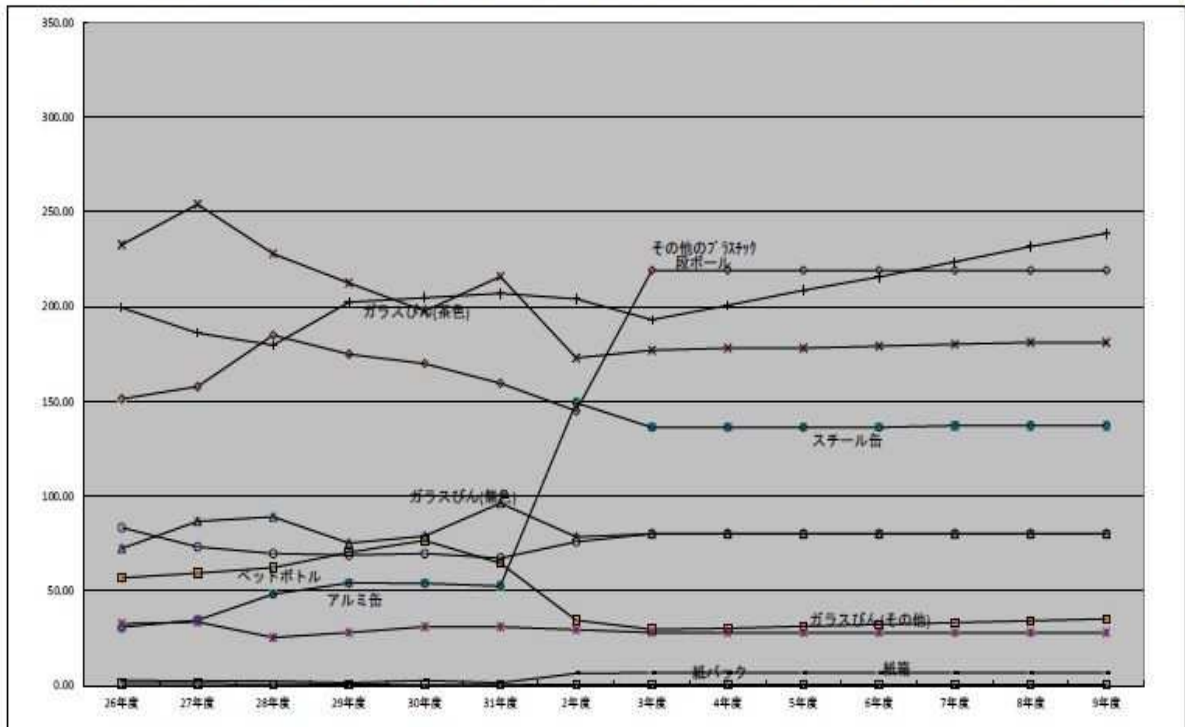
単位：トン/年度

| 容器包装廃棄物の種類  | 5年度            |         | 6年度            |         | 7年度            |         | 8年度            |         | 9年度            |         |
|---|----------------|---------|----------------|---------|----------------|---------|----------------|---------|----------------|---------|
| 主としてスチール製の容器包装  | 132.29         |         | 130.30         |         | 129.18         |         | 127.42         |         | 125.65         |         |
| 主としてアルミニウム製の容器包装  | 29.56          |         | 29.20          |         | 29.00          |         | 28.68          |         | 28.36          |         |
| 無色のガラス製容器   | (合計)<br>77.68  |         | (合計)<br>76.50  |         | (合計)<br>75.84  |         | (合計)<br>74.80  |         | (合計)<br>73.75  |         |
|   | (引渡数量)         | (独自処理量) | (引渡数量)         | (独自処理量) | (引渡数量)         | (独自処理量) | (引渡数量)         | (独自処理量) | (引渡数量)         | (独自処理量) |
|   | 22.00          | 55.68   | 22.00          | 54.50   | 22.00          | 53.84   | 22.00          | 52.80   | 22.00          | 51.75   |
| 茶色のガラス製容器   | (合計)<br>172.08 |         | (合計)<br>169.54 |         | (合計)<br>168.12 |         | (合計)<br>165.87 |         | (合計)<br>163.62 |         |
|   | (引渡数量)         | (独自処理量) | (引渡数量)         | (独自処理量) | (引渡数量)         | (独自処理量) | (引渡数量)         | (独自処理量) | (引渡数量)         | (独自処理量) |
|   | 48.00          | 124.08  | 48.00          | 121.54  | 48.00          | 120.12  | 48.00          | 117.87  | 48.00          | 115.62  |
| その他のガラス製容器  | (合計)<br>27.21  |         | (合計)<br>26.80  |         | (合計)<br>26.57  |         | (合計)<br>26.20  |         | (合計)<br>25.84  |         |
|   | (引渡数量)         | (独自処理量) | (引渡数量)         | (独自処理量) | (引渡数量)         | (独自処理量) | (引渡数量)         | (独自処理量) | (引渡数量)         | (独自処理量) |
|   | 11.00          | 16.21   | 11.00          | 15.80   | 12.00          | 14.57   | 12.00          | 14.20   | 12.00          | 13.84   |
| 主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするためのもの。原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。(紙パック)          | 0.56           |         | 0.55           |         | 0.55           |         | 0.54           |         | 0.53           |         |
| 主として段ボール製の容器(段ボール)  | 190.46         |         | 189.33         |         | 189.13         |         | 188.24         |         | 187.35         |         |
| 主として紙製の容器包装であって上記以外のもの(紙箱)  | (合計)<br>6.70   |         | (合計)<br>6.60   |         | (合計)<br>6.54   |         | (合計)<br>6.45   |         | (合計)<br>6.36   |         |
|   | (引渡数量)         | (独自処理量) | (引渡数量)         | (独自処理量) | (引渡数量)         | (独自処理量) | (引渡数量)         | (独自処理量) | (引渡数量)         | (独自処理量) |
|   | 0.00           | 6.70    | 0.00           | 6.60    | 0.00           | 6.54    | 0.00           | 6.45    | 0.00           | 6.36    |
| 主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ、その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの(ペットボトル) | (合計)<br>77.82  |         | (合計)<br>76.64  |         | (合計)<br>75.97  |         | (合計)<br>74.93  |         | (合計)<br>73.88  |         |
|   | (引渡数量)         | (独自処理量) | (引渡数量)         | (独自処理量) | (引渡数量)         | (独自処理量) | (引渡数量)         | (独自処理量) | (引渡数量)         | (独自処理量) |
|   | 0.00           | 77.82   | 0.00           | 76.64   | 0.00           | 75.97   | 0.00           | 74.93   | 0.00           | 73.88   |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって、上記以外のもの(プラスチック類)                                   | (合計)<br>212.72 |         | (合計)<br>209.50 |         | (合計)<br>207.68 |         | (合計)<br>204.82 |         | (合計)<br>201.96 |         |
|   | (引渡数量)         | (独自処理量) | (引渡数量)         | (独自処理量) | (引渡数量)         | (独自処理量) | (引渡数量)         | (独自処理量) | (引渡数量)         | (独自処理量) |
|   | 0.00           | 212.72  | 0.00           | 209.50  | 1.00           | 206.68  | 2.00           | 202.82  | 3.00           | 198.96  |
| (うち白色トレイ)   | (合計)<br>0.00   |         | (合計)<br>0.00   |         | (合計)<br>1.00   |         | (合計)<br>2.00   |         | (合計)<br>3.00   |         |
|   | (引渡数量)         | (独自処理量) | (引渡数量)         | (独自処理量) | (引渡数量)         | (独自処理量) | (引渡数量)         | (独自処理量) | (引渡数量)         | (独自処理量) |
|   | 0.00           | 0.00    | 0.00           | 0.00    | 0.00           | 1.00    | 0.00           | 2.00    | 0.00           | 3.00    |
| 合計  | (合計)<br>927.08 |         | (合計)<br>914.96 |         | (合計)<br>909.58 |         | (合計)<br>899.95 |         | (合計)<br>890.30 |         |
|   | (引渡数量)         | (独自処理量) | (引渡数量)         | (独自処理量) | (引渡数量)         | (独自処理量) | (引渡数量)         | (独自処理量) | (引渡数量)         | (独自処理量) |
|   | 81.00          | 846.08  | 81.00          | 833.96  | 83.00          | 826.58  | 84.00          | 815.95  | 85.00          | 805.30  |

田村市容器包装廃棄物回収量の推移（平成26～令和12年度）

単位：トン/年度

| 分別区分       | 26年度   | 27年度   | 28年度   | 29年度   | 30年度   | 31年度   | 2年度    | 3年度    | 4年度    | 5年度    | 6年度    | 7年度    | 8年度    | 9年度     | 10年度    | 11年度    | 12年度    |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| スチール缶      | 30.93  | 34.48  | 48.25  | 54.18  | 54.00  | 52.55  | 149.26 | 136.28 | 136.28 | 136.28 | 136.28 | 137.28 | 137.28 | 137.28  | 137.28  | 137.28  | 138.28  |
| アルミ缶       | 56.87  | 59.42  | 62.25  | 70.35  | 76.62  | 64.65  | 34.57  | 29.69  | 30.27  | 31.27  | 32.27  | 33.27  | 34.27  | 35.27   | 35.27   | 36.27   | 39.27   |
| ガラスびん(無色)  | 72.39  | 86.75  | 89.07  | 75.23  | 78.99  | 96.28  | 78.48  | 80.04  | 80.04  | 80.04  | 80.04  | 80.04  | 80.04  | 80.04   | 80.04   | 80.04   | 80.04   |
| ガラスびん(茶色)  | 232.69 | 254.01 | 227.93 | 212.48 | 197.69 | 215.94 | 172.97 | 177.01 | 178.15 | 178.15 | 179.15 | 180.15 | 181.15 | 181.15  | 182.15  | 183.15  | 186.15  |
| ガラスびん(その他) | 32.66  | 33.62  | 25.43  | 27.98  | 31.11  | 30.98  | 29.56  | 28.04  | 28.04  | 28.04  | 28.04  | 28.04  | 28.04  | 28.04   | 28.04   | 28.04   | 28.04   |
| 紙パック       | 1.18   | 1.05   | 0.75   | 0.72   | 0.35   | 0.50   | 0.60   | 0.58   | 0.58   | 0.58   | 0.58   | 0.58   | 0.58   | 0.58    | 0.58    | 0.58    | 0.58    |
| 段ボール       | 199.47 | 186.14 | 179.67 | 202.33 | 204.71 | 206.98 | 204.08 | 193.09 | 200.72 | 208.72 | 215.72 | 223.72 | 231.72 | 238.72  | 246.72  | 253.72  | 279.72  |
| 紙箱         | 2.74   | 2.56   | 2.45   | 1.49   | 2.75   | 1.46   | 6.44   | 6.90   | 6.90   | 6.90   | 6.90   | 6.90   | 6.90   | 6.90    | 6.90    | 6.90    | 6.90    |
| ペットボトル     | 83.40  | 73.25  | 69.70  | 68.91  | 69.68  | 67.31  | 75.99  | 80.18  | 80.18  | 80.18  | 80.18  | 80.18  | 80.18  | 80.18   | 80.18   | 80.18   | 80.18   |
| その他のプラスチック | 151.33 | 157.88 | 185.00 | 174.97 | 169.99 | 159.55 | 145.04 | 219.18 | 219.18 | 219.18 | 219.18 | 219.18 | 219.18 | 219.18  | 219.18  | 219.18  | 219.18  |
| 合計         | 863.66 | 889.16 | 890.50 | 888.64 | 885.89 | 896.20 | 896.99 | 950.99 | 960.34 | 969.34 | 978.34 | 989.34 | 999.34 | 1007.34 | 1016.34 | 1025.34 | 1058.34 |



## 9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝直前年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は次のとおり設定した。

| 令和5年度              | 令和6年度              | 令和7年度              | 令和8年度              | 令和9年度              |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 33,672人<br>(対前年度比) | 33,161人<br>(対前年度比) | 32,874人<br>(対前年度比) | 32,421人<br>(対前年度比) | 31,968人<br>(対前年度比) |
| 98.51%             | 98.48%             | 99.13%             | 98.62%             | 98.60%             |

## 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項及び分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（容器包装リサイクル法第8条第2項第5号、第6号）

### ○容器包装廃棄物の分別収集

容器包装廃棄物の分別収集については、現行の収集体制を活用して図1に示すとおり行います。

なお、現在、市民団体等による集団回収が進んでいる容器包装廃棄物については、引き続き各団体の分別収集を推進します。

### ○容器包装廃棄物の選別保管及び処理

容器包装廃棄物の選別保管は、図1に示す各施設等において、作業を行うこととし、処理にあたっては、資源化処理における適正な処理ルートを確保し、環境保全に配慮した処理を行うこととします。

### ○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について

令和4年4月施行となったプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、容器包装プラスチックだけではなく、製品プラスチックの分別収集及び分別収集物の再商品化に努めなければならないこととされている。

製品プラスチックについては当面の間現状の処理を継続するが、今後コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

○施設の規模

整備予定の施設規模においては、処理対象物の1日平均処理量から下記のとおりとします。

$$\text{施設規模} = \text{計画平均処理量} \times \text{計画月最大変動係数} \div \text{稼働率}$$

| 処理品目    | 計画年間処理量 | 計画年間日平均処理量 (t/日) | 計画月最大変動係数 | 計画処理量 (t/日) | 稼働率  | 施設規模 (t/日) |
|---------|---------|------------------|-----------|-------------|------|------------|
| 不燃ごみ    | 312     | 0.85             | 1.32      | 1.13        | 0.67 | 1.7        |
| 粗大ごみ    | 131     | 0.36             | 1.48      | 0.54        |      | 0.8        |
| プラスチック類 | 190     | 0.52             | 1.15      | 0.60        |      | 0.9        |
| 缶       | 98      | 0.27             | 1.44      | 0.39        |      | 0.6        |
| びん      | 422     | 1.16             | 1.23      | 1.43        |      | 2.2        |
| ペットボトル  | 89      | 0.24             | 1.47      | 0.36        |      | 0.6        |
| 紙類      | 414     | 1.13             | 1.39      | 1.59        |      | 2.4        |
| 危険ごみ    | 13      | 0.04             | 1.00      | 0.04        |      | 0.1        |
| 計       | 1,669   | 4.57             |           | 6.09        |      | 9.3        |

※計画月最大変動係数

ごみの発生量は季節によって変動しますが、ごみの処理施設は、年間を通じて発生するごみを全量処理できなければなりません。各月の平均発生量と、年間の平均発生量との比率を「月変動係数」といい、年間の最大値を計画月変動係数といいます。

$$\text{稼働率} = \text{平日稼働を想定 (年間245日)} \quad 245 \text{日} \div 365 \text{日} = 0.67$$

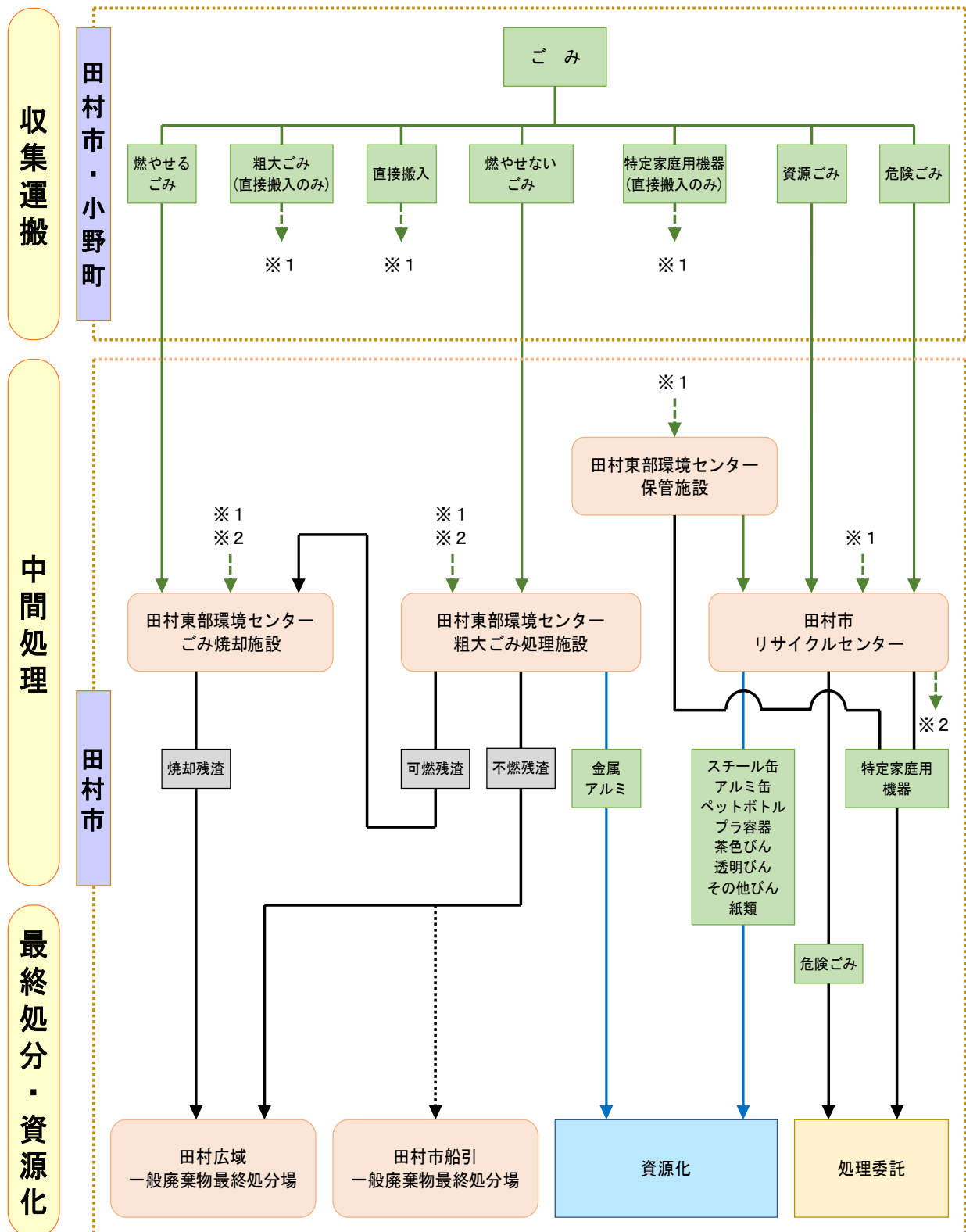
○整備時期

田村市船引清掃センター焼却施設跡地に田村市リサイクルセンター（仮称）を令和5年を目途に新設予定。

○施設整備までの処理体制

民間業者による資源化处理や既存処理施設の有効利用をはかり、ごみの適正処理を行うことといたします。

図1 ごみ処理フロー

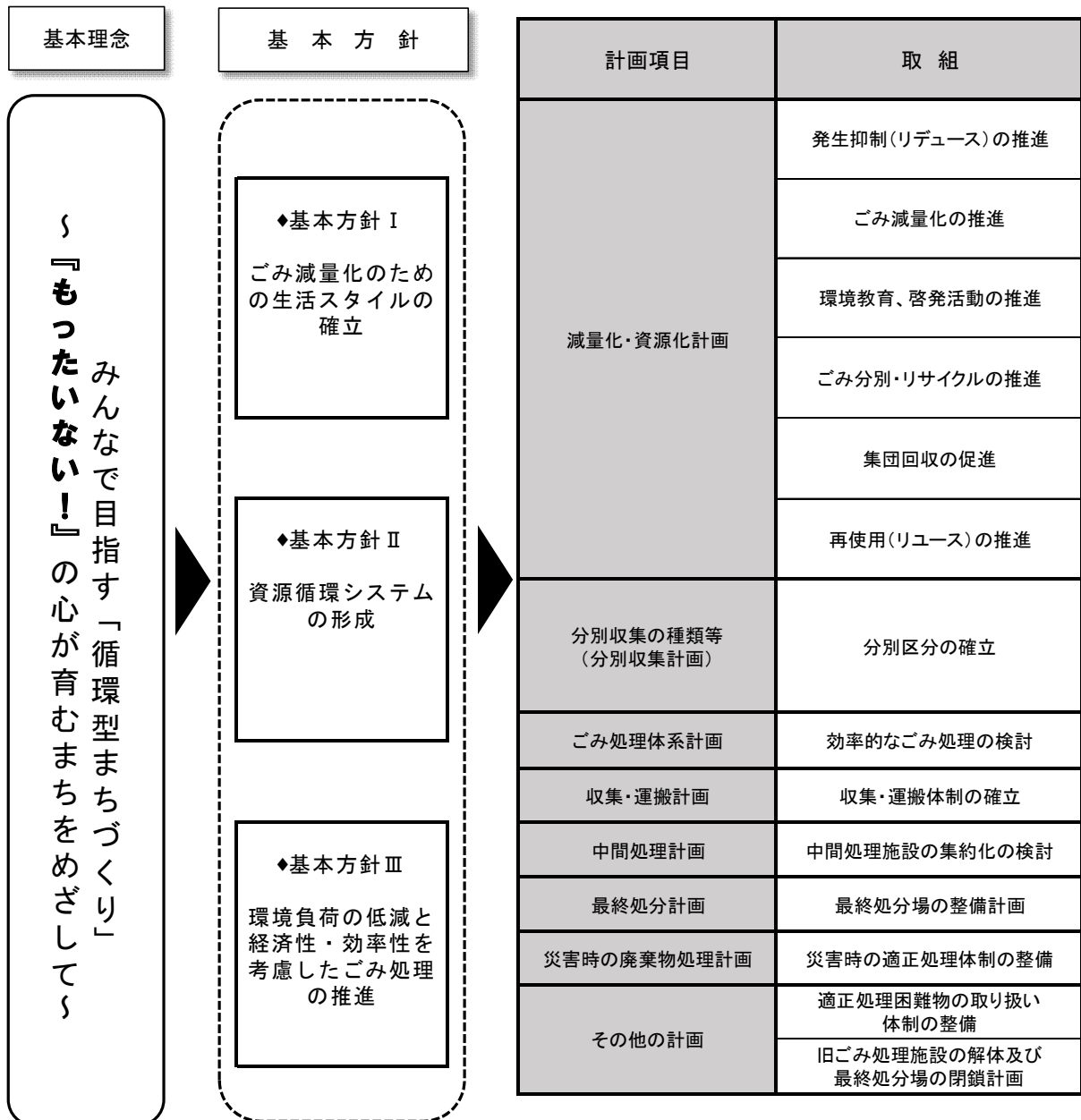


※1 : 「粗大ごみ」「特定家庭用機器」「直接搬入ごみ」の搬入先  
 田村市西部地域・・・田村市リサイクルセンター  
 田村市東部地域、小野町・・・田村東部環境センター

※2 : 田村市リサイクルセンターおよび田村東部環境センターでは、すべてのごみについて直接搬入を行うため、各施設から先は、収集ごみと同様の処理ルールとなる。

## 11. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

一般廃棄物処理計画では、基本理念のみんなで目指す「循環型まちづくり」～『もったいない!』の心が育むまちをめざして～ を実現するための柱として、次の3つのごみ処理の基本方針を定めています。



| 施策                       | 市民・事業者・市それぞれの役割 |     |   |
|--------------------------|-----------------|-----|---|
|                          | 市民              | 事業者 | 市 |
| マイバック運動、もったいない運動の推進      | ○               | ○   | ○ |
| 飲料物容器、包装廃棄物等の排出抑制        | ○               | ○   | ○ |
| 過剰包装の自粛                  | ○               | ○   | ○ |
| 生ごみの堆肥化・資源化              | ○               | ○   | ○ |
| ごみ処理手数料の見直し検討            | —               | —   | ○ |
| 一般廃棄物多量排出事業者に対する減量化指導の徹底 | —               | —   | ○ |
| 環境教育、啓発活動の充実             | ○               | ○   | ○ |
| 環境美化運動などの各種活動への参加促進      | ○               | ○   | ○ |
| リサイクルに関する情報の発信・活用        | ○               | ○   | ○ |
| リサイクル運動への積極的な参加促進        | ○               | ○   | ○ |
| ごみ分別の徹底                  | ○               | ○   | ○ |
| 事業者の自主回収システムの構築支援        | ○               | ○   | ○ |
| 廃食用油の有効利用                | ○               | ○   | ○ |
| 集団回収の促進                  | ○               | —   | ○ |
| 再生品の使用促進                 | ○               | ○   | ○ |
| リターナブル容器の利用促進            | ○               | ○   | ○ |
| 修理体制の構築                  | ○               | ○   | — |
| 不用品交換の情報提供等の検討           | ○               | ○   | ○ |
| 効率的なごみ処理の検討              | —               | —   | ○ |
| 収集運搬体制の確立                | —               | —   | ○ |
| 中間処理施設の集約化の検討            | —               | —   | ○ |
| 最終処分場の整備計画               | —               | —   | ○ |
| 災害時の適正処理体制の整備            | ○               | ○   | ○ |
| 適正処理困難物の取り扱い体制の整備        | ○               | ○   | ○ |
| 旧ごみ処理施設等解体の推進            | —               | —   | ○ |

- ・ 市民や事業者の意見及び要望を反映し、包装廃棄物の推進体制を整備するための廃棄物減量等推進審議会を設置及び、自主的な地域3R活動を推進するための廃棄物減量等推進員制度の導入について検討します。



- ・ 市民団体による集団回収促進のため、奨励金交付等の支援を行います。
- ・ 分別収集計画記載事項の実績を確認・記録し、計画改定時に事後評価を実施します。
- ・ 容器包装リサイクル制度による温室効果ガスの削減等の環境負荷低減効果を算定し、その結果を公表することとします。
- ・ 分別収集や選別保管のコスト削減のため、容器包装の分別収集及び選別保管に要する費用を把握し、費用削減に向けた分析、検討等の必要な措置を講じることとします。